

第1回 定例会

総務文教委員会

主な審査内容

●大竹市火災予防条例の

一部改正について

解説
重大な違反のある防火対象物について、法令違反の内容を利用者等に公表する制度を導入するため、本条例の一部を改正するもの。

Q 市内での防火対象物の建物及び消防用設備等とは何を指すのか問う。

A 防火対象物とは、不特定多数の方が利用する施設などで、消防用設備等とは、消火器、自動火災報知機避難はしご、スプリンクラー、及び屋内消火栓などが該当する。



消防立ち入り検査の様子

●消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理について

解説
消費税及び地方消費税の税率が令和元年10月1日から10%に引き上げられることに伴い、関係条例の一部を改正しようとするもの。

Q 消費税増税によって、企業会計を含め、市の歳入はどれだけ増額となるのか問う。

A 一般会計のうち、土地などの使用料・占用料のほとんどのものが、年間契約で影響は少なく、約30、50万の増額を見込んでいる。特別会計では農業集落排水特別会計約3万円、漁業集落排水特別会計約2万円の増額を見込んでいる。企業会計では水道事業会計約265万円、工業用水道事業会計約389万円、公共下水道事業会計約296万円の増額を見込み、合計で約1000万円となる。

【反対討論】「消費税増税により、水道関係は家計に直接影響が出る。市民に負担を負わせる条例であるため反対である」

【賛成討論】「今回は、消費税率引き上げに伴う公共料金改定に関する議案を審議する場であり、賛成である」

●平成30年度大竹市
一般会計補正予算（第4号）

解説
補正予算額
1億7824万9千円
【繰越明許費】
・大竹会館改修事業
3500万円 等

Q 今回減額補正が多い。平成30年度当初予算に組まれた各事業について、事業がどのように行われていたのか問う。

A 執行残のいくつかは入札残であるが、平成30年は災害により、緊急に対応する必要があるため、土木関係の事業において、一部執行ができなかったことが大きいと考えられる。

Q 大竹会館改修事業（設計業務委託料）が来年度に繰り越したとなったが、今後のスケジュール及び平成30年度に実施ができなかった理由について問う。

A 現在、実施設計に入っているが、基本設計の段階で、関係団体との調整に時間を要し、平成30年度中に完了しない見込みとなり、業務を繰

り越した。実施設計の終了は平成31年6月頃になる見込みである。その後、7月に工事の入札、8月に仮契約、9月定例会に契約に関する議案を提出する予定である。議会の承認後、10月頃から工事着手し、平成33年3月に工事の完了を見込んでいる。

●その他の議案 3件

※採決の結果、すべての議案が

原案のとおり可決



【反対討論】

○「公共料金の値上がりとなり、市民に負担を強いることとなる。消費税は社会的弱者への負担が大きく、高額所得者が恩恵を受け、格差が広がる制度である」

【賛成討論】

○「消費税率が10%に引き上げられた場合、安定した市政運営ができるよう提出された議案であると考えられるため賛成である」

本会議での採決の結果

原案のとおり可決

第1回定例会は、平成31年2月27日～3月22日の24日間行われました。
 詳細については、令和元年6月ごろに本会議録が製本されますので、市ホームページ、
 市情報公開コーナー、図書館等でご覧ください。市ホームページで録画中継もご覧いただけます。

生活環境委員会 主な審査内容

●大竹市附属機関設置に関する 条例の一部改正について

解説 高齢者施策・介護保険制度・高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図る施策に関し、市民、有識者等から意見を聴取する会議等について、意思決定を行う附属機関を設置するため、本条例の一部を改正するもの。

Q 大竹市地域福祉等推進協議会について、第2期地域福祉計画策定委員会との関係について問う。

A 大竹市地域福祉等推進協議会は、次の第3期地域福祉計画を策定するという意味においては、第2期地域福祉計画策定委員会がベースといえるが、平成29年度に社会福祉法の改正があり、計画策定がいままで任意であったものが、努力義務になったことや、高齢者、障害者、児童などの計画の上位計画として位置付けられることになったことなど、これまでと状況が変わっており、委員の構成も異なるものとしている。

Q 地域包括支援センター運営協議会について、現在の設置要綱のなかでは、所掌事項について他機関とのネットワークの形成や人員配置などがあるが、本改正案で記載がない理由を問う。

A 今回の条例改正で附属機関に加えるにあたり、他の機関の規定の仕方にあわせた。また、他機関とのネットワークの形成・人員配置については、地域包括支援センターが本来行う業務である、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築に該当し、改正条例案の設置及び運営に関する事項でいいあてている。今後やらないということではなく、地域包括支援センターの活動の幅がひろがり、限定的な列举が難しくなってきた面もある。

●大竹市阿多田保育園設置及び 管理条例の制定について

解説 平成31年4月1日から大竹市阿多田児童館を廃止し、大竹市阿多田保育園を設置するため、本条例を制定するもの。

Q 条例案第13条に職員の配置に関する規程があるが、職員は何名配置

するのか、また、利用者数の予定について問う。

A 職員体制については、現在の体制と同じく、非常勤の施設長1名、常勤の保育士2名と、その不在時の代替の保育士が2名程度。

また、嘱託医として内科医、歯科医を配置し、4月以降も運営していく予定である。平成30年度の利用者は10名で、平成31年度も8名の利用を予定している。



阿多田児童館

●大竹市介護保険条例の 一部改正について

解説 介護保険法に規定する保健福祉事業を市の事業として実施するため、本条例の一部を改正するもの。

Q 保健福祉事業の今後の事業展開の可能性について問う。

A この事業は、被保険者を現に介護する者の支援のための事業や、要介護状態になることを予防するための事業を行うものであり、有効な事業ではあるが、全額保険料で賄うため、多くの事業をすると保険料に跳ね返るといった点がある。

また、平成32年度までは国から400万円程度の交付金があるため、その後の交付金の継続は未定であり、なくなれば保険料に影響がでるため、バランスを考えて今後の対応を検討したい。

●その他の議案 3件

※採決の結果、すべての議案が
原案のとおり可決



本会議での採決の結果
原案のとおり可決